

第70号議案

茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例案
に対する意見について

平成20年第1回茨城県議会定例会に提出するため、上記条例案（別紙）について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に
基づき、知事から意見を求められたので、これに同意する。

平成20年1月25日提出

茨城県教育委員会委員長 和田 洋子

（提案理由）

常陸太田市立金砂小学校の廃校に伴い、茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支
給条例（昭和46年茨城県条例第2号）について、所要の改正をしようとするものであ
る。

茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部を改正する条例案の新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、へき地教育振興法(昭和29年法律第143号。以下「法」という。)第5条の2及び第5条の3の規定に基づき、へき地学校及びこれに準ずる学校並びに特別の地域に所在する学校に勤務する教員及び職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項，第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項，<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された教員及び職員を除く。以下「教職員」という。)</u>に対して支給するへき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関し，必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、へき地教育振興法(昭和29年法律第143号。以下「法」という。)第5条の2及び第5条の3の規定に基づき、へき地学校及びこれに準ずる学校並びに特別の地域に所在する学校に勤務する教員及び職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項，第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された教員及び職員を除く。以下「教職員」という。)に対して支給するへき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関し，必要な事項を定めるものとする。</p>